



平成21年冬号
 発行：東青地域県民局
 地域農林水産部
 普及指導室
 TEL：017-734-9966
 FAX：017-734-8305



(農)上小国ファーム誕生！ ～東青地域初となる集落営農法人～

1 (農)上小国ファーム誕生

平成20年11月30日、集落営農組織の法人化としては東青県民局管内初となる農事組合法人上小国ファームが誕生しました。設立総会には外ヶ浜町の森内勇町長を始め、旧東つがる農業協同組合の八戸良幸組合長(現 青森農協専務)など多数の来賓が出席し、上小国ファームの藤田巧代表理事が「上小国ファームが地域農業の発展に貢献できるよう頑張りたい」と力強くあいさつしました。



上小国ファーム設立総会

2 上小国集落の法人化への取組

(1)平成13年に中山間地域直接支払制度の集落協定を締結し、耕作放棄地の解消に取り組んだことをきっかけに、集落活動への意識が高まりました。平成19年3月には上小国営農組合を設立し、水稻と大豆を基幹とした共同経営を確立するとともに、にんにくやトマト、ねぎ、夏秋イチゴなど高収益作物の導入、蟹田小学校の学校田開設や学校給食への野菜供給など、食育や地産地消の推進に取り組んできました。



学校田の収穫風景



期待の大きい夏秋イチゴ

(2)営農組合の設立以降、県担い手協議会の法人化研修会に参加するとともに、役員を主体として農業法人の形態、要件、設立手順等に関する勉強会を継続的に実施しました。昨年2月に開催した臨時総会では、平成20年度から水稻と転作作物を一括したプール計算方式を導入し、20年度実績で組合員に10a当たり22,000円の利益配分を行いました。

(3)法人化に当たっては、税理士等を活用しながら、農事組合法人の定款作成や出資金・従事分量配当の取扱、法人税・消費税の対応、パソコンによる経理手法等について学び、重要事項を決定してきました。また、補助事業を活用し農地集積やコンバイン導入等、法人化に向けた基盤づくりに取り組みました。この間、当県民局等関係機関が支援したのはもちろんですが、営農組合役員の「自分達の法人を作るんだ！」という強い意識が原動力となったことは言うまでもありません。



補助事業で導入したコンバイン

3 法人化のポイント

- (1)組合の剰余金を全て従事分量配当で組合員に還元することで、税金の負担が住民税(県民税と市町村税で7万円程度)のみとなります。
- (2)国からの各種交付金は消費税法上の非課税売上、従事分量配当は課税仕入に該当するため大豆、小麦の割合が高い法人は、消費税が還付される可能性が高く、(農)上小国ファームではこれに該当しました。

※従事分量配当とは、機械のオペレーターや日常の水田管理、役員活動等、組合の業務に従事した時間に応じて配当する方法

○(農)上小国ファームの概要

組合員数	54人
事業規模	借地：90 ha (水稻20 ha、大豆12 ha、そば33 ha、飼料作物25 ha) 作業受託：水稻部門(刈取り5 ha)
作業体系	(1)農地の利用：借地により法人が一括して耕作・管理 (2)機械の利用：法人が農協等所有の機械をリース (3)作業の分担：基幹作業…オペレーター 事務…経理担当理事 補助作業…女性・高齢者を活用 水田の日常管理…全組合員
経 理	(1)経理の方式：出資金一口3千円(10 aあたり)、出資金総額 2,496 千円 従事分量配当制を導入 (2)利用ソフト等：集落営農法人会計税務システム「AgriCo」利用

4 今後に向けて

(農)上小国ファームでは、今後土地利用型作物のコスト低減や高収益作物の導入、担い手の育成・確保などに取り組むこととなっていますが、このような法人化の動きが外ヶ浜町全域はもちろんのこと、東青地域全体に波及していくことを期待しています。

減価償却制度の改正

～償却限度額が廃止、耐用年数が改正されました！～

1 償却限度額の廃止

以前のグリーンタイムスでもお知らせしましたが、平成19年度税制改正では、減価償却資産の残存価額及び償却可能限度額が廃止され、耐用年数経過時に帳簿価額1円まで償却できることになりました。

(1)平成19年4月1日以降に取得した減価償却資産の計算方法

19年4月1日以降に新規取得した減価償却資産については、平成19年分の確定申告から新たな計算方法が適用されました。取得価額100万円、耐用年数5年の田植機について、定額法で計算すると下記のとおりとなり、旧定額法と比較して、年間償却額で2万円、償却累計額で約5万円増えることとなります。



田植機も償却方法が変わります！

取得価額100万円×償却率0.2=20万円
(最終年は備忘価額として1円残します)

(2)平成19年4月1日以前に取得した減価償却資産の計算方法

19年4月1日以前に取得した減価償却資産に関する計算方法については、平成20年分確定申告から適用されます。新たな計算方法では、減価償却費の累計額が償却可能限度額に達した翌年から、5年間で1円まで均等償却します。

先程の田植機で計算すると、**償却可能限度額(取得価額の5%)に達した翌年**、すなわち7年目から10年目まで1万円ずつ償却します。11年目は9,999円を償却し、備忘価額として1円残すこととなります。

○田植機(取得価額100万円、耐用年数5年)の計算例

年次	年間償却額	未償却残高	年次	年間償却額	未償却残高
1年目	18万円	82万円	7年目	1万円	4万円
2年目	18万円	64万円	8年目	1万円	3万円
3年目	18万円	46万円	9年目	1万円	2万円
4年目	18万円	28万円	10年目	1万円	1万円
5年目	18万円	10万円	11年目	9,999円	1円
6年目*	5万円	5万円			

*償却可能限度額(取得価額の5%)に達した年

2 耐用年数の改正

平成20年度税制改正では、減価償却資産の耐用年数について、使用実態を踏まえた見直しを行うとともに、項目数の多い機械や装置を中心に資産区分の整理を行いました。

農業関係では、これまでトラクターや田植機など、機種毎に定められていた耐用年数が農業用設備として一括りとなり、耐用年数が7年となりました。したがって、これまで耐用年数が8年

であったトラクターは7年に短縮、耐用年数が5年であった田植機は7年に延長されることとなります。

この改正は平成21年分の確定申告から適用されますが、先程の田植機を平成19年1月に購入したものとして計算すると、新たな耐用年数が7年なので、平成21年の減価償却費は127,800円となります。、以降未償却残高が1円になる年までを計算すると下図のようになります。

(取得価額100万円－残存価額10万円)×償却率0.142=127,800円

○耐用年数の変更に伴う減価償却のイメージ

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26～29	H30
180,000円	180,000円	127,800円	127,800円	127,800円	127,800円	78,800円	10,000円	9,999円

「あおもり海道そば」フォーラム開催 ～農業者と商工業者の連携強化に向けて～

普及指導室では、2010年東北新幹線新青森駅開業に向けて、農商工連携の強化により「あおもり海道そば」のブランド化の動きを加速することを目的として標記フォーラムを開催します。

農業に関する各種マーケティング調査や商品開発の分野で第一人者とされる、ホシノ・アグリコミュニケーション代表の星野康人氏の基調講演のほか、(農)羽白開発理事の福士英雄氏やそば関連業者等がパネリストとなり、「あおもり海道そば」のブランド化に向けた意見交換を行います。

また、「鴨南蛮そば」や「そばスコーン」の試食・アンケートを行い、「あおもり海道そば」を広くPRすることとしています。

なお、参加申込みは普及指導室まで、電話もしくはFAXをお願いします。

- 日時 平成21年2月25日(水)11:30～16:00
- 場所 ウェディングプラザアラスカ「サファイア」
- 内容

- (1)「鴨南蛮そば」及び「そばスコーン」試食
- (2)基調講演

「キーワードは農商工連携！みんなで作ろう売れる商品」

ホシノ・アグリコミュニケーション代表 星野康人

- (3)パネルディスカッション

「あおもり海道そば」のブランド化に向けて」

○パネリスト(順不同)

福士英雄((農)羽白開発理事)、丸井扶美雄((有)丸井精米工場代表取締役)
草刈寿定(高砂食品(株)専務取締役)、木村喜光(企業組合あおもり万華堂代表)
杉山完治((有)みちのくボヌール代表取締役)

- 4 参加費 500円(「鴨南蛮そば」等の飲食代)



新商品「鴨南蛮そば」